のに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの）			
混合動物排せつ物複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	（略）		
	（略）		
		一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）	
混合堆肥複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの	（略）		
	（略）		
		一～五　（略） 六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）	

のに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの）			
混合動物排せつ物複合肥料（窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に動物の排せつ物（牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。）を混合し、造粒又は成形したものをいう。）	（略）		
	（略）		
		一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七・八　（略）	
混合堆肥複合肥料（次に掲げる肥料をいう。 一　窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料に堆肥（動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。）を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの	（略）		
	（略）		
		一～五　（略） 六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 七～九　（略）	